

高圧ガス冷凍保安責任者（代理者）届書 提出書類一覧 兼 チェックリスト

提出書類名		選任	解任	様式		
<input type="checkbox"/>	① 冷凍保安責任者届書（法27条の4第2項、規則36条、第37条） ・ 第一種製造者又は第二種製造者（規則第36条第3項に規定される者を除く）は冷凍保安責任者を選任・解任したときは、遅滞なく、その旨を届出なければならない	○	○	様式第21		
<input type="checkbox"/>	① 冷凍保安責任者代理者届書（法33条3項、規則39条2項） ・ 第一種製造者又は第二種製造者（規則36条3項に規定される者を除く）は冷凍保安責任者の代理者を選任・解任したときは、遅滞なく、その旨を届出なければならない	○	○	様式第22		
製造施設の区分（冷凍能力の規模）に応じて、以下のいずれかの書類を添付						
<input type="checkbox"/>	1日の冷凍能力が三百トン以上のもの	② 製造保安責任者免状の写し ・ 第一種冷凍機械責任者免状		○	省略可	所定様式
		※1日の冷凍能力が百トン以上の製造施設を使用していること				
<input type="checkbox"/>	1日の冷凍能力が百トン以上三百トン未満のもの	② 製造保安責任者免状の写し ・ 第一種冷凍機械責任者免状又は第二種冷凍機械責任者免状のいずれか		○	省略可	所定様式
		※1日の冷凍能力が二十トン以上の製造施設を使用していること				
<input type="checkbox"/>	1日の冷凍能力が百トン未満のもの	② 製造保安責任者免状の写し ・ 第一種冷凍機械責任者免、第二種冷凍機械責任者免状又は第三種冷凍機械責任者免状のいずれか		○	省略可	所定様式
		※1日の冷凍能力が三トン以上の製造施設を使用していること。				
留意事項	① 二以上の製造施設が、設備の配置等からみて一体として管理されるものとして設計されたものであり、かつ、同一の計器室において制御されているときは、当該二以上の製造施設を同一の製造施設とみなして、これらの製造施設のうち冷凍能力が最大である製造施設の冷凍能力に基づき、冷凍保安責任者を選任することができる。 ② 製造者自らの従業員を選任すること。受託業者等の職員を選任することはできません。					

<申請事業者担当者>

<施工等に関する担当者>

会社名・所属：

会社名・所属：

氏名（ふりがな）：

氏名（ふりがな）：

電話番号：

電話番号：

e-mail：

e-mail：

<参考>

冷凍保安責任者の選任が不要となる施設

製造区分	対象施設
第一種製造者	① 可燃性ガス及び毒性ガス（アンモニアを除く）以外のガスを冷媒ガスとするものであって、省令で定められた要件を満足する冷凍設備（ユニット型） （規則36条2項1号）
	② フルオロカーボン114（規則36条2項2号）
第二種製造者	冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高压ガスの製造をする設備で ① 1日の冷凍能力が3トン以上（②③のガスを除く）のもの ② 二酸化炭素又はフルオロカーボン（可燃性ガスを除く）にあっては20トン以上のもの ③ アンモニア又はフルオロカーボン（可燃性ガスに限る）にあっては、5トン以上20トン未満のもの （規則36条3項1号）
	④ 規則第36条第2項1号（アンモニアを冷媒ガスとするものに限る）の製造施設であって、一日の冷凍能力が20トン以上50トン未満のもの （規則36条3項2号）